

京大広報

No. 13

京都大学広報委員会

大学の運営に関する臨時措置法に 対する評議会声明

さきに本学は、「大学の運営に関する臨時措置法案」について声明を出し、それが、大学問題の真の解決になら資するものでないのみならず、大学の自治を基調とする大学の研究・教育および管理の体制をゆがめるおそれがあることを指摘した。しかるに、このたび、参議院の文教委員会および本会議において全く実質的審議が行なわれず、議会制民主主義に対する国民の期待に反するようなかたちで本法案の採決が強行されたことはなほだ遺憾である。

本学としては、これに対し強く抗議するとともに、ここに、あくまでも大学の自主性を堅持する方針を確認するものである。

昭和44年8月4日

京都大学評議会

月 曜 会 メ モ

第21回(8.4) 司会 松下雪郎会員

今回は各部局の報告は出されず、まず大学問題検討委員会の概況が、第2部会については平井会員から、第1部会については今井会員および川村会員から報告された。

ついで議題にはいり、前回に引き続き、共同利用研究所の実態報告が行なわれ、数理解析研究所、原子炉実験所、霊長類研究所からその報告があった。各報告を通じて、共同利用研究所としての共通点が多いが、各研究所ごとに目だつた点をあげれば、次のとおりである。

数理解析研究所の部門は基礎研究に関係するも

のと応用研究に関係ものに大別されるが、実際の研究上では部門制に拘束されていない。数理関係の文献センターとして図書、雑誌以外にプレプリントまでも集め、広く文献入手のサービスをしている。教官人事については、前回報告された基礎物理学研究所とは異なり、教官の任期制はとっていない。その理由としては、他大学に任期制のない現在では、任期制をもうけることによって人材が集まらなくなるおそれがあることと、特徴のある研究所を作りあげるためには教官を固定した方がよいということがあげられている。

原子炉実験所は実験のための共同利用研究所で、特に巨大施設を有するため、数々の特徴があり、大学附置の研究所として存在するのと独立の研究所として存在するのとどちらが良いかという問いが出された。1部門は教授1、助教授2、助手10、技官6からなり、人事はすべて公募であるが、将来の人事の停滞が憂慮されている。ことに技官の処遇については問題があるようである。なお、教官自身の研究と施設利用者へのサービスとが両立しにくい現状である。来年3月の所長選挙は、現行制度で行なわれることになっているが、所内の意見を反映すると同時に、共同利用研究所としての性質を考え、所外ならびに学外の意見をも取り入れられるよう配慮されることとなる見込みである。

霊長類研究所は設立後日も浅く、制度が定着していないが、共同利用研究所の本質を具現していくために努力がなされている。研究分野は理、医、文にわたっているので、今のところ部門制は残こしたほうが良いとの意見があり、また教官の任期制はとられていない。

なお、これら共同利用研究所においては、長期

研究（6か月）、短期研究（1～3週間）、研究集会などの制度があり、活発に共同研究が進んでいる。

大学院については、共同利用研究所の立場から、他大学の大学院生を受け入れる用意があるかとの質問があったが、単位の互換性については学内、学外をとわず出身研究科の承認だけの問題と理解しうるのではないかとの説明があった。

今回で附置研究所の実態報告が終ったので、今回は研究所についての問題点を整理して締めくくることがになったが、その際、研究所と大学院との関係を明らかにし、ことに各学部の研究科会議に対する考え方の違いについても比較することを予定している。なお、大学問題検討委員会の性格が明らかになりつつある時点において、月曜会の在り方について一度論議する必要があるとの意見が出された。（松下雪郎会員、佐々岡啓会員）

月 曜 会 メ モ

第22回（8.11） 司会 石原安雄会員

経済学部、防災研究所および霊長類研究所の各会員からそれぞれの部局における大学立法に対する動きについて、教養部の会員からは教養部において教授会構成員範囲の拡大が決定された経緯とその内容について、さらに今井、川村、平井の各会員からは大学問題検討委員会の模様について、それぞれ報告があり、質疑応答が行なわれた。

このあと、前回まで終った附置研究所の問題点の報告に関連して、学術研究体制と大学院の問題を通じて学部との関係が深いという観点から、各大学院研究科ごとに、大学院を中心とした現在の問題点と将来の考え方等について報告し、討論することとなった。今回は、文学研究科からの報告が行なわれ、大学院修士・博士両課程の目標、現在の講座・学科と新しい学問分野との関係、関係研究所と大学院各課程との関係、学位問題、就職問題、奨学金問題等について説明された。これらについて種々討議が行なわれたが、人文・社会科学系の大学院では共通する問題が多いと思われたので、次回に人文・社会科学系の大学院研究科からの報告を聞いたのち、再討議を行なうこととな

った。自然科学系の大学院についても同様の報告と討議を行なう予定である。

（石原安雄会員・光田寧会員）

国会における大学立法の取扱いに対する 文学部長の抗議声明

先般の国会、特に参議院における「大学の運営に関する臨時措置法」の取扱いには、まことに常軌を逸脱せるものがあり、われわれに激しい憤りと強い衝撃とを与えた。そこには、学問の存亡に関した真摯な反省・配慮は全く見かけられない。

大学の自治、学問の自由に深い関連のある大学立法がこのような事態の下で取扱われたことを、われわれは容認することができない。先にわれわれは、この法案の内容について疑念を表明し、かつ国会における審議は最も慎重なるべきことを要望した。然るにこの要望は全く無視され、その審議過程は議会政治の基本的条件すら欠除したままである。

この事態について、われわれは政府と国会とに対して強い抗議の意を表明し、学問の自由と伝統とを守るために、独自の努力を積み重ねる決意を新たにするものである。

昭和44年8月9日

京都大学文学部長 長尾雅人

大学運営臨時措置法に対する 経済学部教官協議会の抗議声明

経済学部教官協議会は、「大学の運営に関する臨時措置法案」に対して、それがふくむ危険性を指摘して、つよく反対してきた。しかるに、臨時措置法案は、その内容にふさわしい審議を経なかっただけでなく、国会の審議ルールをまったく無視して、採決が強行された。

われわれは、この法案の内容に対して反対であるだけでなく、その成立の合法性に対しても、つよい疑をもたざるをえない。われわれは評議会声明（8月4日）の基本方向を支持し、今後当局がこの法を強行実施してくるばあい、それに対する批判と抗議をつづけ、非協力の態度を堅持する。

われわれは、政府・与党の強圧に抗して、大学人自体の手によって大学の改革をおしすすめるこ

とに、今後いっそう努力することを、ここにあらためて表明する。

1969年8月7日

京都大学経済学部教官協議会

大学立法強行採決に対する理学部の態度

8月3日の参議院での強行採決に対し、理学部では4日に臨時協議会が開かれ、3日夜の記者会見における総長談話の内容を強く支持することが決議された。その談話の骨子は、(1)大学運営措置法の内容に反対であること、(2)参議院では審議を全く行わずに強行採決したことに抗議すること、(3)京大は今後とも自主性を堅持する方針を貫くこと、の3点であったと理解する。協議会としては、この内容にもとづいて京大としての意志が表明されること（この点は4日の評議会において実現された）、今後はこの方針から一步も後退することなく全学的な統一の態度が堅持されることを全学に訴えることを確認した。

理学部では、政府が今後この法律を楯に有形無形の圧力を京大に加えることを予想し、これに対する対策を講ずるために、臨時措置法対策委員会を全教官の総意にもとづいて発足させることを決定した。この委員会は、単に理学部だけにとどまらず、全学的な問題をとり扱うべき性質をもっている。

協議会にひきつづき、午後5時から教職員、院生、学生に対して部長が緊急理学部集会を招集

し、討論の後、大学措置法に反対し、政府・自民党の議会制民主主義の蹂躪に強く抗議すると共に、今後とも大学は自主的改革をおし進め、権力の介入に対してたたかいぬくことを決意する旨の抗議声明（全文は理学部弘報）を採択した。

なお、4日の午前10時から、理学部教官有志10数名が、本部時計台前で抗議の意志を表明するため24時間のハンストを行ない、多くの反響をよんだことを付記する。

大学立法強行採決に対する ウイルス研究所の抗議声明

「大学の運営に関する臨時措置法案」に対する大学関係者、市民、労働者の立法粉碎の闘争が全国に大きくまき起っている中で、政府・自民党は8月3日ついに参議院本会議において同法案を暴力的に強行採決した。われわれウイルス研に働き学ぶすべての者は佐藤内閣・自民党の暴挙を満身の怒りをこめて糾弾し、大学を国家権力の意のままにするという彼等の意図をはね返し、反動諸政策の実質化を断じて許さない姿勢に立つものである。われわれは真に人民のための学問、研究、教育を追求していくために、同法の成立にとらわれることなく、政治権力の支配に抵抗し、大学の改革を自主的に推し進める決意であることを表明する。

1969年8月4日

京都大学ウイルス研究所全所員集会